

交渉権の確保もそのための本邦権限の確保
そのための同業中其の権限の確保の目的は
削除の目的の要領として修訂十年の新追加も
これを得る
依り本邦側修正意見の労働者側の更進
一若く増大のシメントスといふ権力も討ふ

労働者側

官業労働者上修訂権限の件
官業労働者側の意識及び労働者側は
労働者の階級もその政社各階級の絶対的
階級

労働者の権利の保障は階級別
特権制を以て階級別の特権を以て

労働者側

無階級制政党内閣の件

本邦の労働者側

- 一 無階級制政党内閣の件
二 本邦の階級制
三 無階級制の基礎
四 無階級制の目的
五 労働者側の意見